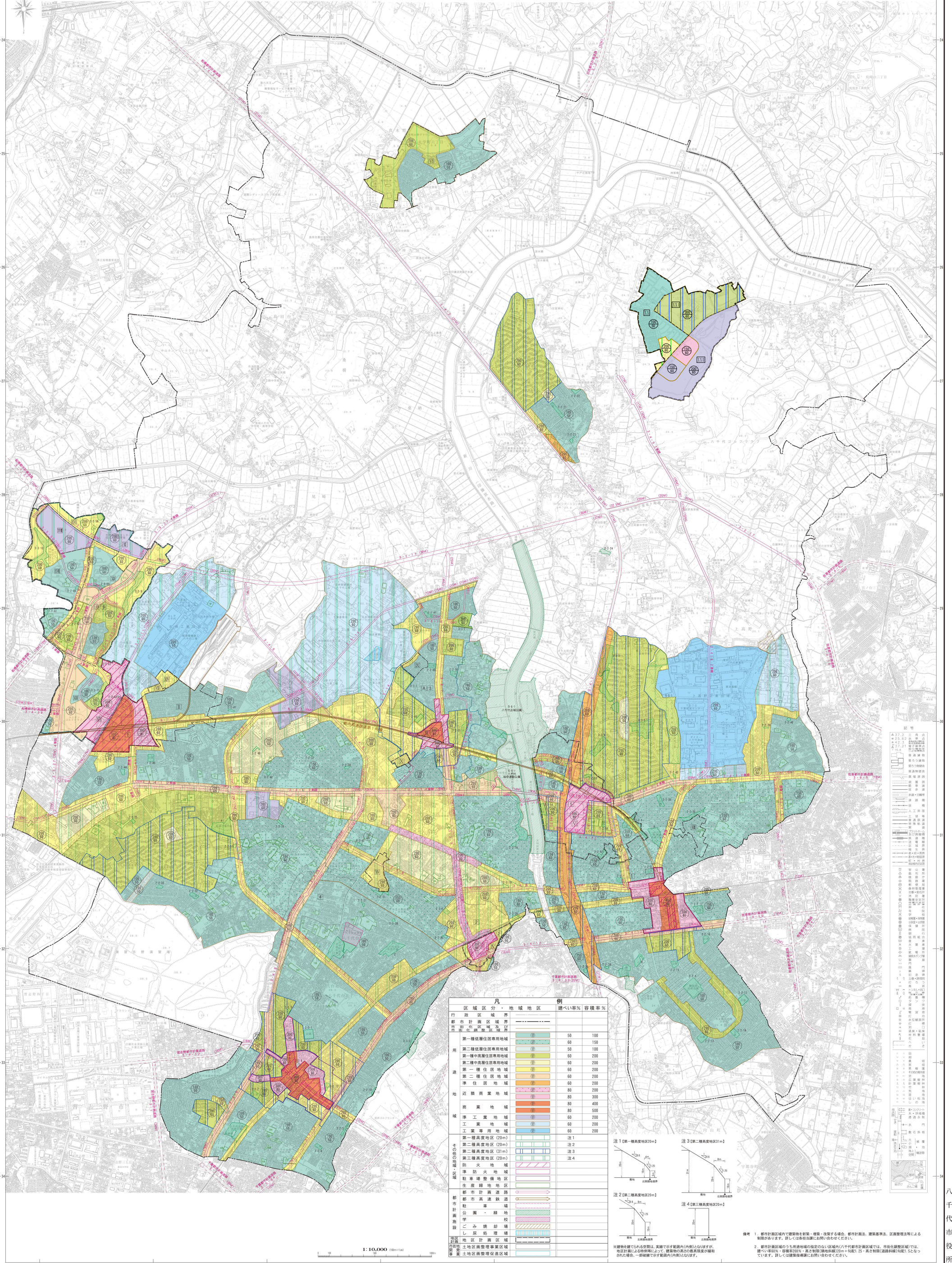
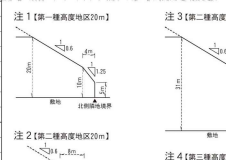


総括図



凡例		建ぺい率%	容積率%
行政区境界			
都市計画区域境界			
町界			
都市計画区域境界			
第一種低層住居専用地域		50	100
第二種低層住居専用地域		50	150
第一種中高層住居専用地域		60	200
第二種中高層住居専用地域		60	200
第一種住居地域		60	200
第二種住居地域		60	200
準住居地域		60	200
近隣商業地域		80	200
商業地域		80	400
準工業地域		60	200
工業地域		60	200
工業専用地域		60	200
第一種高度地区(20m)		注1	
第二種高度地区(20m)		注2	
第三種高度地区(31m)		注3	
防火地域		注4	
駐車場整備地区			
生産緑地地区			
都市計画道路			
都市高速鉄道			
公園			
緑地			
ごみ焼却場			
し尿処理場			
都市計画区域外			
市街地地区開発促進区域			
農土地地区開発促進区域			



備考 1. 都市計画区域内で建築物の新築・増築・改築する場合、都市計画法、建築基準法、区画整理法等による制限があります。詳しくは各担当課にお問い合わせください。
 2. 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内(八千代都市計画区域では、市街地地区)では、建ぺい率(容積率)は、各用途地区(用途地区)に別記の25・高さ制限(建ぺい率)が適用されています。詳しくは建築指導課にお問い合わせください。